

第411回南国市議会定例会会議録

第6日 令和元年12月16日 月曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
総務課長 原 康司	参事兼財政課長 渡部 靖
参事兼企画課長 松木 和哉	情報政策課長 岡崎 博英
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
市民課長 崎山 雅子	子育て支援課長 溝渕 浩芳
長寿支援課長 島本 佳枝	保健福祉センター長 土橋 愛
環境課長 谷合 成章	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 長野 洋高
建設課長 西川 博由	地籍調査課長 横山 聖二

都市整備課長	若 枝 実	上下水道局長	橋 詰 徳 幸
会計管理者 兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育部長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	選挙管理委員会 事務局局長	高 橋 元 和
監査委員 長	天 羽 庸 泰	農業委員 事務局局長	弘 田 明 平
消 防 長	小 松 和 英		

議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次 長	野口裕介
書 記	門脇智哉		

議事日程

令和元年12月16日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和元年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和元年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第9 議案第9号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第10号 令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第11号 南国市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例

- 第17 議案第17号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例
- 第21 議案第21号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 第22 議案第22号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第23 議案第23号 市道の廃止について
- 第24 議案第24号 市道の認定について
- 第25 議案第25号 南国市教育委員会委員の任命の同意について
- 第26 議案第26号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第27 議案第27号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第28 報告第1号 損害賠償の専決処分報告について
- 第29 報告第2号 損害賠償の専決処分報告について
- 第30 報告第3号 市営住宅明渡等請求訴訟の提起の専決処分報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第30まで

—————*—————

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第27号まで、報告第1号から報告第3号まで

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第27号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上30件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○18番（土居篤男） 議案第4号令和元年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算について質疑を行います。

この農業集落排水事業というのは3カ所あると思いますが、合計でいいですので加入率がどのくらいか、お尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。上下水道局長。

〔橋詰徳幸上下水道局長登壇〕

○上下水道局長（橋詰徳幸） 3処理施設の合計加入率は、平成28年度71.3%、平成29年度72.5%、平成30年度73.9%、3カ所の合計処理施設の加入率は少しではございますが上がっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 土居篤男議員。

○18番（土居篤男） この会計の繰入金というのは、合計で補正前の額で1億3,000何があるんですが、これに対して補正額も出ております。この加入率を上げることによって、私は、使用料とかいう収入が入ってきますと一般会計からの繰出金が下がるということですので、高齢化社会でもありますので、高齢化社会になったということを理由にせよとは言いませんが、そういうことも含めて使用料の1年分、2年分を加入のときの費用の補助金に充てるとかそういう方法も考えて、なるべく加入率を上げたほうが歳入面で使用料がふえるということですので、その点もぜひ御検討をお願いをして、もう答弁は要りませんが、お願いをしておきたいと思っております。以上で質疑を終わります。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第4号の質疑を終結いたします。
議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第5号の質疑を終結いたします。
議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第6号の質疑を終結いたします。
議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第7号の質疑を終結いたします。
議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第8号の質疑を終結いたします。
議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第9号の質疑を終結いたします。
議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第10号の質疑を終結いたします。
議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第11号の質疑を終結いたします。
議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第12号の質疑を終結いたします。
議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第13号の質疑を終結いたします。
議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） おはようございます。

議案第16号南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

この議案では、都市整備課から建築係、住宅係、この2係を分割して住宅課を設置するというものですが、提案理由で空き家対策と地域の実情に応じた住環境整備の多様な取り組みを推進していく必要がありますということですが、非常に抽象的で具体的にはどういった取り組みを考えていらっしゃるのか。

課の体制についてもお伺いしたいんですけども、高知新聞の12月7日付の朝刊で、住宅課は都市整備課の住宅、建築係をあわせて2020年4月に設置、課長以下9人体制で云々とあります。課長以下9人体制ということですが、現在建築係が4人、住宅係が5人と9人おります。課長以下9人ということは係員は8人になるんじゃないかなというふうに思うんですが、せんだっての勉強会で市長は人は配置すると言われましたけれども、これで体制強化になるのかというような疑問があったんですけど、そのあたりはどうなんでしょうと。

私も都市整備課は本当に幅広い分野を担当されておって、かなり大変な状況があるというふうに思ってます。区画整理事業、これは南国市が初めて取り組み出した事業ですが、それから高知南国線、南国駅前線の街路事業、あるいは権限移譲を受けて取り組み出した開発事業、ほかにももうすぐ改定されると思いますけども都市計画マスタープランによるまちづくりなんかというふうに、南国市の将来に向けてそういった非常にハード面がたくさんあると。けども、これらは全てそのまま今の都市整備課に残るといような状況になるというふうに思います。

一般質問の初日に、西川議員の市街化調整区域の規制緩和、この質問の中で西川議員から開発の担当について権限移譲後の課題として明らかにマンパワー不足じゃないかというように指摘に対して、市長は、来年度の機構について都市整備課の意見も聞いて考えていきたいという

ふうにお答えになりました。都市整備課を2つの係に分割するという、今、議案が出されてますけれども、その中で都市整備課の体制をこれからまだ考えるというのはちょっとなんか納得いかんというような気がしました。

そのあたりを踏まえて市長にお伺いしたいんですが、整理させていただきますと、1点目に、今回の住宅課の設置の目的が具体的にどのような住環境整備を推進されようとしているのか。2点目に、その住宅課の体制についてでございます。

なお、都市整備課長にお伺いしたんですが、先日の勉強会で、市長は、空き家の老朽化対策と、それから住宅新築資金の債権回収も分割する理由に挙げておられました。住宅新築資金に関してですけれども、回収すべき債権、これはあと何件で総額どのぐらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、空き家対策ですけれども、倒壊のおそれがある空き家がどのくらいあって、そういったことを把握されているか、把握されているとしたら何軒あるかというようなことをお伺いしたいと思います。

そして、岡崎議員の一般質問で、空き家の利活用についての質問の中で、平成29年度に空き家調査を行ったと。所有者アンケートで、仲介業者を紹介するほかにリフォームしてIUJターンの10年間の貸し付けの意思確認をして活用するという答弁がございました。これは中間保有の事業というようなことのようにですけれども、この10年間の賃貸借について、その意思表示をされた方がどのくらいおって、実際契約に至った件数、それからリフォームして貸し付けた、そういった入居者数を教えていただきたいというふうに思います。

これらは、住宅課のほうへ移行される仕事になると思うので、お伺いしたいと思います。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。西山議員さんの御質問にお答えをいたします。

このたびの住宅課の設置の目的と具体的にどのような住環境整備の取り組みを考えているかということでございますが、まず住宅課を新設に至りました背景につきまして御説明いたします。

都市整備課につきましては、現行で住宅係、建築係、都市計画係、都市整備係、土地区画整理係と5係体制で業務に当たっているところであります。都市整備課におきましては、街路事業や土地区画整理事業、開発許可業務、都市計画に係る運用指針の見直しの検討、空き家対策、

公営住宅の長寿命化など、それぞれ市のまちづくりの基礎となる政策を進めているところですが、それぞれの事業が本格化する中、業務が広範にわたることから、これまで課の再編につきましても検討がされてきたところです。

このうち住宅政策として取り組んでおります住宅係におきましては、まず1点目に市営住宅の管理といたしまして、老朽化した市営住宅の解体のほか長寿命化計画の策定が急がれているところです。市営住宅入居に対する住民ニーズを把握した上で、真に住宅を必要とする方の安定的な受け入れを進めていく必要があります。

2点目といたしまして、近年急増しております空き家への対策であります。空き家対策としましては大きく分けて空き家の除却と活用がありますが、除却につきましては既存の老朽空き家住宅除去補助金の対象エリアを現行の沿岸地域から全市に拡大することを予定しており、特に避難路を塞ぐおそれのある家屋については重点的に対策が必要です。

また、空き家の活用という点からは、現在空き家活用促進事業としまして、市が空き家を借り上げて改修工事を行った後、移住者などに貸し出しているところですが、継続して軒数をふやしていきたいと考えております。

さらには、平成29年度に実施いたしました空き家実態調査で得ました空き家情報につきまして、空き家所有者の同意のもと民間不動産事業者の協力を得まして、市場原理による流通促進を図りたいと考えております。

3点目といたしましては、住宅新築資金等貸付事業につきまして、同事業の償還期間が満了したことから全貸付債権を整理した上で早期に事業廃止をいたしたいと考えております。

また、建築系の業務といたしまして、南海トラフ地震に対応できる住宅耐震対策、またコンクリートブロック塀の改修などを引き続き進めていくとともに、公共施設の設計、監督として市の大型プロジェクト事業であります（仮称）ものづくりサポートセンター、中央地域交流センター、図書館などのハード事業を円滑に実施していく必要があります。

以上のことから、都市整備課内の住宅係及び建築係の2つの係を住宅課とすることで体制強化を行い、住環境整備の推進を図りたいと考えております。

なお、人員体制といたしましては、所属長1名を配置するとともに住宅係を1名増員。ただし、建築係につきましては、建築技師について本年度定年退職となる建築技師の後任育成としまして前倒し採用をしてきた経過がありますので、来年度この退職補充は予定してないことから、現在と比べますと実質建築係は1名減となります。よって、住宅課の体制は現行の住宅係5名と、建築係4名を合わせた9名体制から、令和2年度は住宅課長、住宅係6名、建築係3

名の10名体制となる予定でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 西山議員さんの御質問にお答えいたします。

住宅新築資金等貸付金の回収すべき債権は、令和元年12月13日現在で、件数で20件、金額で4,662万4,257円でございます。また、本市の倒壊のおそれのある空き家軒数は、平成29年度に実施いたしました南国市空き家等実態調査によりますと56棟でございます。そのうち、その後7棟はこれまでに除却されております。

次に、空き家中間保有活用事業、これは空き家活用促進事業とも言いますが、これにつきましては、これまで10名の空き家の所有者の方がこの事業を活用する意向がございまして、既に8棟8名の所有者の方と賃貸借契約を締結をいたしております。そのうち、7棟の空き家につきましては既にリフォーム工事を完了してございまして、残りの1棟は現在改修工事中で令和2年1月末の完成予定でございます。リフォーム工事を完了いたしました7棟のうち6棟につきましては、移住希望者の方に既に入居していただいております。残りの1棟につきましては、12月27日まで入居者の募集を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 3番西山議員。

○3番（西山明彦） 市長のほうから5点ですかね、市営住宅の管理の問題、それから空き家対策、それから住宅新築資金の関係、あと住宅耐震化と、あともものづくりサポートセンター、中央地域交流センターそれから図書館と3つの事業の推進ということが挙げられたということですが、本当に大変な事業の中で、開発事業も権限移譲を受けたのに体制がどうなのかというような御指摘も一般質問であったわけですが、体制として、先ほど市長が住宅係を1人ふやして建築係は前倒し採用、建築技師、したので定年退職に対して退職補充は見送ったということをおっしゃいましたが、その経過は私も知っておりますけれども、今市長が挙げられた住宅耐震化でありますとかハード事業とか市営住宅の管理等、いろいろ建築技師が必要なことが非常に多いと思います。あえてここで住宅政策を特化した課をつくるのであれば、建築技師の採用も考えなかったのかなというふうに疑問に感じたわけです。前倒し採用したと言って、2年間の育成も含めてだったんですけれども、今年度は10月採用であるとか、今現在も保健師であるとかいうような募集をしていると。ここへ建築技師を考えなかったのかなというのは、あえて住宅政策やっていくという中でどう考えたのかなというふうなことをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それから、住宅新築資金事業につきましては20件ですかね。4,662万円余りということですが、けれども、債権が残っていると。これを多いと見るか少ないと見るかというのはあれですが、なかなか返済能力、支払い能力がどうなのかという方が残ったのかなというような形で、今後の処理の仕方ということになってくると。市長はこれを事業廃止に持っていきたいというふうに言われましたけれども、そういった部分で課を設置するというのが、特に今言いました建築技師の採用は見送っているというようなところで、何か一貫性がないというふうに、私自身はそんなふうにしたので、そのあたりをお伺いしたいと思うんですけれども。そのあたりちょっと済みません、お願いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 建築系の建築技師のことですが、やはりこれから継続的な技師不足ってということもあろうかと思えますし、今後、先をずっと見通した中では、やはり体制っていうものがもうちょっと充実しておいた方が将来について建築技師の確保という面では安心ができるかなというところはございます。ただ、今回につきましては、先ほど申しましたとおり前倒し採用ということで、十分事前に2年間人材育成というものを図ってきたところでございまして、また建築系では住宅の除却というところも今までやってきていただいたところもあると思います。その除却につきましては、それは住宅課内で今後対応していけるというふうにも思っておりますところでございまして、今回は全体的な中で、かなり採用人員というのをふやしている関係で、やはり建築系は、そら望ましいのは将来にわたって考えればそういった形も充実さしたほうが良いということもあろうかと思えますが、今回全体の中で予定どおり住宅系は育成が図れたということで3名にさしていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 建築技師にこだわるわけじゃないんですけれども、今もう既に定年退職されて、再任用期間も過ぎて、非常勤で学校教育課のほうに来られよう方もおいでると、やはりそういった部分の採用も計画的に検討していかなければならないかなというふうに思います。

あと、課の設置ですが、今年度は国営ほ場整備を推進していくために農地整備課を農林水産課から分割したと。今回都市整備課から住宅課を分割すると。課がどんどんどんどんふえていくということで、機構改革ってそんなもんかなあと思うわけです。もっと庁内全体を考えて、どっかで分散しているものを集めて1つの課にしてというような見直しをしていく、例えば、先ほど財政課長と話しよったのですが、管財課みたいなものをつくって、いろいろ市営

住宅もそうなんですけれども、市が管理しているものを一括してやっていく。財政課は管財係がたった2名でやってますけれども、そこが契約もやってると。契約のほうをもっと充実するというような庁内横断的な視点に立ってやらないと、ただただ課がふえていだけかなというふうに思うんです。

最後に、市長に機構改革っていうのはどうあるべきかなというお考えかをお伺いしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） それは、全体的な中でどういった形が最適かということもあろうかと思えます。そうやって全体最適を目指すということは、それは必要なことではあると思えますし、先ほど言われました管財係といいますか、そちらの契約担当の係のことも今までも議論されてきたところでございます。なかなか現実的にはそれをそれに統合っていう形で果たしてスムーズに移行ができるかっていうところで、今までもいろいろ試行錯誤されてきた経過もあるわけでございます。

ただ、今物すごくプロジェクト事業が非常に大きいということでございまして、先ほどの農地整備課につきましても、国営のほ場整備、これだけはどうしても人員を充実さしていけないと本同意をとるっていうことに非常に支障が起こるわけでございます。そういったところで、そういう特別なプロジェクト事業につきましても、課の分割ということも必要にはもちろんなくてよいと思うんです。それとあと、住宅課にしましても、空き家活用という面でせっかく行った空き家調査、そして昨年度4月から規制も緩んで空き家の活用が十分できるような可能性が広がったわけでございます。その中で今の状況を見ますと、空き家の活用、移住促進にもつながる。そういったことも考えれば、早くこの調査した結果を何とか活用できるようにしたいということが、今、私が考えたことでございます。

そういったことで、今できることを精いっぱい進めたいという上でこの機構改革をしたわけでございます。もちろん西山議員さんのおっしゃるように、全体の中でということも考えた上でございます。その中で、今後もよりよい改革になるように考えてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第24号の質疑を終結いたします。

議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第26号の質疑を終結いたします。

議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第27号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第3号の質疑を終結いたします。

これにて議案に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号から議案第27号まで、以上3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第25号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第25号は同意することに決しました。

次に、議案第26号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第26号は推薦に同意することに決しました。

次に、議案第27号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第27号は推薦に同意することに決しました。

なお、報告第1号から報告第3号まで、以上3件は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） ただいま議題となっております議案第1号から議案第24号まで、以上24件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費

第2条繰越明許費の補正

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

議案第3号 令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算

議案第15号 南国市税条例の一部を改正する条例

議案第16号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例

議案第21号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例

議案第22号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

産業建設常任委員会

議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費

議案第2号 令和元年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

議案第4号 令和元年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第7号 令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算

議案第9号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第10号 令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第11号 南国市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

議案第23号 市道の廃止について

議案第24号 市道の認定について

教育民生常任委員会

議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第5号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第6号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第8号 令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第13号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 南国市印鑑条例の一部を改正する条例

—————*—————

請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） 今期定例会で受理いたしました請願は、お手元へ配付してあります請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

第411回南国市議会定例会請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	紹介議員	請願者住所氏名	請願の要旨	付託委員会	備考
請第1号	元. 11. 29	稲生太陽光発電所造成 工事に係る排水に関する 請願	前田 学浩 丁野 美香	南国市稲生1121番地 稲生芦ヶ谷地区地区長 井上 泰志 南国市稲生1267番地1 稲生芦ヶ谷地区防災委員 濱田 重則	南国市稲生芦ヶ谷で計画 されている「稲生太陽光 発電所造成工事」につい て、排水同意をしないよ うお願いします。	産業建設	
請第2号	元. 12. 5	豪雨災害が多発する 中、遊水地における構 造物建築の弊害につい て調査を早急に求める 請願	前田 学浩 杉本 理	南国市里改田620番地の3 里改田稲生地区を水害から 命を守る会 会長 西川 憲一	豪雨災害が多発する中、 遊水地における構造物建築 の弊害について、早急な調 査を求めます。	総務	

—————*—————

○議長（土居恒夫） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。明17日と18日の2日間は、委員会審査のため休会し、12月19日に会議を開きたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

12月19日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時35分 散会